

令和2年度

第2回 香川県公共事業評価委員会

令和2年12月15日

目 次

○ 議事次第	1
○ 委員会委員名簿	2
○ 香川県公共事業評価実施要領	3
○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱	6
○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領	8
○ 社会資本整備総合交付金交付要綱等	10
○ 事後評価対象計画総括表	63
○ 新規事業採択時評価対象事業位置図	69
○ 新規事業採択時評価対象事業総括表	70

〈別添資料〉

【事後評価】

○ 事後評価対象事業一覧表	
○ 社会資本総合整備計画の事後評価について	資料—1
○ 高速道路 IC 等へのアクセス向上による地域活性化支援	資料—2
○ 総合的な浸水対策の推進(防災・安全)緊急対策	資料—3
○ 総合的な土砂災害対策の推進(防災・安全)(重点)	資料—4
○ 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進(防災・安全)	資料—5
○ 香川県沿岸地域における地震・津波に強い海岸づくり(防災・安全)	資料—6
○ 坂出市における防災・減災対策の推進(防災・安全)	資料—7
○ 安全で安心な都市公園づくり(防災・安全)	資料—8
○ 瀬戸内海の水環境を保全する安全・安心な地域づくり	資料—9
○ 南海トラフ巨大地震に備えた下水道施設の地震対策の推進	資料—10
○ 丸亀市における浄化センター再構築による安全安心な下水道づくり	資料—11
○ 豊かな水環境とともに創る住み良いまちづくり	資料—12
○ 香川県における安全・安心・快適な住まいづくり、まちづくりの実現(第2期)	資料—13
○ 香川県における住宅・建築物の安全性の向上(第2期)(防災・安全)	資料—14
○ 高松市における市営住宅等の住環境整備(第2期)	資料—15
○ 香川の森林を守り育て活かすプラン	資料—16

- さぬきの土と水と農村づくりプラン(Ⅱ期) …………… 資料－ 1 7
- 香川県三豊海域における水域環境保全と水産資源の持続・増大のための漁場整備計画
…………… 資料－ 1 8

【新規事業採択時評価】

- 新規事業採択時評価の視点と対応方針決定の考え方 …………… 資料－ 1 9
- 事業間連携砂防事業（塚原川） …………… 資料－ 2 0
- 事業間連携砂防事業（枇杷の木谷川） …………… 資料－ 2 1
- 事業間連携砂防事業（西川） …………… 資料－ 2 2
- 事業間連携砂防事業（宮の尾川） …………… 資料－ 2 3
- 観音寺スマートインターチェンジ（仮称）アクセス道路整備事業 …………… 資料－ 2 4
- 新規事業採択時評価実施要領 …………… 資料－ 2 5

令和2年度 第2回 香川県公共事業評価委員会

議 事 次 第

日 時：令和2年12月15日（火）13：30～

場 所：香川県社会福祉総合センター 7階 第1中会議室

1 開 会

2 社会資本総合整備計画等の事後評価の審議

○ 事後評価の説明及び質疑応答

3 新規事業採択時評価の審議

○ 新規事業採択時評価の説明及び質疑応答

4 そ の 他

5 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和2年12月現在)

香川大学 名誉教授	井原 健雄
香川大学 名誉教授	白木 渡
(株) 人間科学研究所 所長	池田 弘子
佐藤好美建築工房 主宰	佐藤 好美
(一社) 香川経済同友会 専務理事	大谷 誠一
香川大学創造工学部 教授	角道 弘文
香川大学創造工学部 教授	末永 慶寛

以上 7 委員 (敬称略・順不同)

香川県公共事業評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

第4 事業評価の実施及び結果等の公表

1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

香川県公共事業評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名を置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正

香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めるときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

社会資本整備総合交付金交付要綱

平成22年 3月26日 制定
令和2年 9月 4日 最終改正

第1 通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

第3 定義

一 社会資本整備総合交付金

第2に定める目的を達成するため第8に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

二 交付対象事業

第6に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

三 要素事業

社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業又は社会資本整備円滑化地籍整備事業をいう。

四 交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公

共団体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

第4 交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

第5 交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本整備総合計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本整備総合計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業）
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）
- ⑧ その他総合的な治水事業
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第46条第1項の都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）に基づく事業等）

- ⑪ 広域連携事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。）第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）に基づく事業等）
- ⑫ 都市公園・緑地等事業（都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業）
- ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業）
- ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業）
- ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。）第6条第1項の地域住宅計画（以下単に「地域住宅計画」という。）に基づく事業等）
- ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業）
- ロ 防災・安全交付金事業（社会資本総合整備計画の目標（命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。）の実現（以下「防災・安全対策」という。）のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）
 - ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
 - ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
 - ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
 - ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
 - ⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ⑧ その他総合的な治水事業（総合流域防災対策事業のうち統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業のうち海岸環境整備事業及び海域浄化対策事業に

については、防災・安全対策に係る事業に限る。)

(⑩及び⑪については欠番)

- ⑫ 都市公園・緑地等事業（地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備に関する事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業のうち都市防災推進事業（市街地液状化対策事業を除く。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業のうち、下水道関連特定治水施設整備事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域住宅計画に基づく事業等のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業のうち、市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）

二 関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

イ 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。以下同じ。）に掲げる事業（各号（第2号から第4号まで及び第6号を除く。）に掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定めるそれぞれの基幹事業としての交付対象要件を満たさないもの、維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項各号に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業（第1号（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅に限る。以下同じ。）から第3号までに掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定める基幹事業としての交付対象要件を満たさないものを除く。）

ロ 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額（都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資

本整備総合交付金の交付を受け、提案事業（都市再生法第46条第2項第3号、地域住宅法第6条第2項第2号又は広域活性化法第5条第2項第3号の事業等をいう。）を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。）

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
- ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
- ③ レクリエーションに関する施設の整備事業
- ④ 附属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等

ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

第7 単年度交付限度額

- 1 交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付限度額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = (A + B + C + D)$$

ここで、A、B、C、Dは、それぞれ

- A：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額
- B：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額
- C：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額
- D：社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。また、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする

(「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に基づき実施するものを除く。)。なお、単年度交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅲ編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

A_j : 要素事業 j の当該年度の事業費 (事務費は除く。以下同じ。)

α_j : 要素事業 j に係る国費率

l : 社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業である要素事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

B_j : 要素事業 j の当該年度の事業費

β_j : 要素事業 j に係る国費率 (国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は $1/2$ 。)

m : 社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業である要素事業の数

$$C = \sum_{j=1}^n (\gamma_j \times C_j)$$

C_j : 要素事業 j の当該年度の事業費

γ_j : 要素事業 j に係る国費率 (国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は $1/2$ 。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。)

n : 社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業である要素事業の数

$$D = \sum_{j=1}^p (\phi_j \times D_j)$$

D_j : 要素事業 j の当該年度の事業費

ϕ_j : 要素事業 j に係る国費率

p : 社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業である要素事業の数

- 2 社会資本整備総合交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第9第2項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、社会資本総合整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。
- 3 前項の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 4 地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業においては、当該地方公共団体が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前三項の規定を適用する。

第8 社会資本総合整備計画の提出等

- 1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。
 - 一 計画の名称
 - 二 計画の目標
 - 三 計画の期間
 - 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
 - 六 老朽化対策を行う事業（この要綱において、附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合においては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況
 - 七 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法第2条第2項各号（第2号から第4号まで及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものも含む。以下この号において同じ。）の費用便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。）
 - 八 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項
 - 九 交付対象事業の執行状況に関する事項
 - 十 その他必要な事項

- 2 社会資本総合整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。
 - 一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること
 - 二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること
 - 三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること
 - 四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること
 - 五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること
- 3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。
- 4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

第9 交付申請等

- 1 地方公共団体等は、毎年度、社会資本総合整備計画に定められた交付対象事業のうち当該地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。
- 2 国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除き、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

第10 社会資本総合整備計画の評価

- 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

第11 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第12 社会資本整備総合交付金の経理

交付金事業者及び第11の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

第13 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、社会資本整備総合交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

第15 雑則

- 1 この要綱の施行の際、現に国に提出されている第8第1項各号の計画事項に相当する事項を含む計画で次に掲げるもの（以下「特定計画」という。）については、当該計画の計画期間に限り、その提出をもって同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなす。
 - 一 都市再生整備計画
 - 二 地域住宅計画
 - 三 広域活性化計画
 - 四 みなと振興計画

- 五 地域活力基盤創造計画
 - 六 都市公園等統合補助事業計画
 - 七 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画
 - 八 古都保存事業計画
 - 九 緑地保全等事業計画
 - 十 緑地環境整備事業計画
 - 十一 津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
 - 十二 海岸耐震対策緊急事業計画
 - 十三 海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画
- 2 社会資本整備に関する地方公共団体等に対する国土交通省所管の従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業（基幹事業に該当するものに限る。以下「従前の補助事業等」という。）であって、平成22年度も継続して行おうとするもの（以下「継続事業」という。）のうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成22年度予算に限り、第8第1項に規定する社会資本総合整備計画を国に提出しない場合であっても、従前の補助事業等に係る通知、要綱等（以下「旧要綱」という。）の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金を交付できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(旧要綱の失効)
- 2 旧要綱は、この要綱の施行の日に、その効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分については、この限りではない。

(経過措置)

- 3 災害対策等緊急事業推進費取扱要領（平成23年3月31日付け国計調第40号国土計画局長通知）の別表1及び別表2に定める災害対策等緊急事業推進費を使用して行う事業、北海道特定地域連携事業推進費取扱要領（平成20年4月1日付け国北参第1-2号北海道局長通知）の別表に定める北海道特定地域連携事業推進費を使用して行う事業及び沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費取扱要領（平成22年7月26日付け沖振第383号内閣府沖縄振興局長通知）の別表に定める沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費を使用して行う事業については、旧要綱は、なおその効力を有する。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で平成21年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 5 旧要綱に基づき国に提出され、又は国の承認、同意等を受けた計画等は、それぞれ相当するこの要綱に基づく計画等で、この要綱に基づき国に提出され、受理されたものとみなす。
- 6 第2項の規定により効力を失う前の旧要綱の規定に基づくみなと振興計画に記載された提案事業は、要綱本編第6第2号ロに規定する社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業等とみなしてこの要綱を適用する。

附 則（平成22年11月26日付け国官会第1630号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付け国官会第2625号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日付け国官会第 2626 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号口括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 23 年 7 月 1 日付け国官会第 873 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた率並びに附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた額については、改正後の要綱附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号及び附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により住宅局長が定めたものとみなす。

附 則 （平成 23 年 11 月 21 日付け国官会第 1964 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 12 月 27 日付け国官会第 2259 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 4 月 6 日付け国官会第 3283 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号口括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については平成 24 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更及び沖縄振興公共投資交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 24 年 12 月 4 日付け国官会第 2205 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 2 月 26 日付け国官会第 2911 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第一号口並びに同規定に係る附属第 I 編、第 II 編及び第 III 編の規定は、平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）（以下「平成 24 年度補正予算」という。）に係る事業から適用する。
- 3 平成 24 年度補正予算を充てて実施する事業においては、要綱本編第 6 第一号に規定する基幹事業又は同第二号に規定する関連事業が、平成 23 年度予算に係る地域自主戦略交付金の創設又は平成 24 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更に伴い、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされたもの（沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業を除く。）であって

も、これを交付対象事業とみなして社会資本整備総合交付金を充てて実施することができる。この場合、交付対象事業及び国費の算定方法については、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）附属編に定めるところによるものとする。

- 4 前項の場合において、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされた事業が現に社会資本総合整備計画に記載されていないときであって、かつ、社会資本総合整備計画に記載することが著しく困難と認められるときは、平成24年度補正予算を充てて実施する事業を明らかにした事業実施計画を提出することで、社会資本総合整備計画に記載されたものとみなして前項の規定を適用することができるものとする。
- 5 要綱本編第6第二号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、要綱第6第一号ロに規定する防災・安全交付金事業の実施に係る変更に伴う変更前及び変更後の社会資本総合整備計画に記載された効果促進事業に係る事業費及び全体事業費により算定することができる。

附 則 （平成25年5月15日付け国官会第297号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年5月15日から施行する。
（地域自主戦略交付金交付要綱の廃止）
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）は廃止する。
（経過措置）
- 3 この要綱の施行日前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則 （平成26年2月6日付け国官会第2581号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 （平成26年3月28日付け国官会第3212号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年8月1日付け国官会第693号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日付け国官会第2249号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（平成27年2月3日付け国官会第2705号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け国官会第99号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成28年3月31日までの間、要綱本編第8第1項第6号及び第4項の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成28年4月1日付け国官会第4197号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の要綱本編第8第1項第7号及び第9号に掲げる事項については、平成29年3月31日までの間（第7号に掲げる事項については、平成28年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは平成30年3月31日までの間）、整備計画に記載することを要しない。

附 則（平成28年9月1日付け国官会第1477号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成28年10月7日付け国官会第1771号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付け国官会第4354号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第6第2号イ及び附属第Ⅲ編第2章第1（2）ロの規定の適用については、当該計画の計画期間内に

限り、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)又は(ロ)に該当する復興事業等として実施する道路事業の国費率については、改正後の附属第Ⅲ編第1章イ第1-(1)表1-(1)-2、附属第Ⅲ編第1章ロ第1-(1)表1-(1)-2及び附属第Ⅲ編第2章第2(2)表1-(1)-3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年4月26日付け国官会第347号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則 (平成29年6月15日付け国官会第712号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日付け国官会第25号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 附則(平成29年3月31日付け国官会第4354号)第2項は廃止する。

附 則 (平成30年7月13日付け国官会第3676号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月15日から施行する。

附 則 (平成30年10月23日付け国官会第14448号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

附 則 (平成31年2月7日付け国官会第18577号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日付け国官会第22339号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日付け国官会第24306号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月9日付け国官会第18067号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日付け国官会第29901号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月4日付け国官会第14940号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月7日から施行する。ただし、附属第Ⅲ編第2章第3(1)の改正規定は、令和2年9月29日から施行する。

第1 社会資本総合整備計画について

- 1 「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日付け国官会第2317号）別添の「社会資本整備総合交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）本編第8第1項に規定する社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）の国土交通大臣に対する提出は、様式1により作成した書面に、整備計画及び参考図面を添付して、地方整備局等（北海道の区域にあっては北海道開発局開発監理部、沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局開発建設部、その他の区域にあっては各地方整備局企画部をいう。以下同じ。）を経由することにより行うものとする。
- 2 整備計画は、交付要綱本編第8第1項各号に掲げる事項について、様式2により、記載例を参考に作成するものとする
- 3 第1項に規定する「参考図面」とは、社会資本整備総合交付金を充てて実施しようとする交付対象事業及びその他の関連する事業の概ねの位置及び相互の関連性がわかる図面をいい、参考様式（記載例を含む。）を参考に作成するものとする。この際、効果促進事業を行う場合においては、当該事業の内容が交付要綱本編第6第2号ロ①から④までに掲げる事項に該当しないものであることが分かるよう、整備計画に具体的な事業の内容を明示するよう留意することとする。
- 4 二以上の地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して取りまとめた整備計画を提出するものとする。
- 5 第1項及び前項の規定は、地方公共団体等が、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて整備計画を国土交通大臣に提出した後、当該整備計画を変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第1項中「様式1」とあるのは「様式3」と読み替えるものとする。
 - 一 整備計画の廃止
 - 二 整備計画の期間の変更
 - 三 整備計画の目標の変更
 - 四 整備計画の全体事業費の変更
 - 五 要素事業の新設又は廃止
 - 六 老朽化対策を行う事業（交付要綱附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合にあっては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況の変更
- 七 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。）に掲げるもの（各号（第2号から第4号まで及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項第1号（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に

規定する公営住宅に限る。) から第 3 号までに掲げるものも含む。) の費用便益比の変更

- 6 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 47 条の交付金（同法第 83 条の規定の適用による交付金を含む。）、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成 17 年法律第 79 号）第 7 条の交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 19 条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、これらの法律（法律に基づく命令等を含む。）に規定する都市再生整備計画、立地適正化計画、地域住宅計画又は広域的地域活性化基盤整備計画（以下「都市再生整備計画等」という。）の記載事項のうち、交付要綱本編第 8 第 1 項第 1 号から第 9 号までに掲げる事項以外のものを同項第 10 号の事項として整備計画に記載するものとする（地域再生法第 6 条の 2 第 4 項の規定により都市再生整備計画等の提出があったとみなされる場合を除く。）。
- 7 交付要綱の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受けるため計画等の作成が必要とされる事業（前項に規定する交付金に係る事業を除く。）について、社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、当該計画等の記載事項を整備計画に記載するものとする。
- 8 地方公共団体等が国庫債務負担行為を設定して行うことを希望する交付対象事業については、交付要綱本編第 8 第 1 項第 10 号の事項として、当該事業の名称に加え、当該事業に充てるべき交付金の充当先を変更しない前提で、国庫債務負担行為の設定を希望する旨を整備計画に記載するものとする。

第 2 実施に関する計画について

- 1 社会資本整備総合交付金を受けて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、毎年度、様式 4 により作成した書面に、当該地方公共団体等に係る当該年度の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を添付して、これを地方整備局等を経由して国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 2 実施計画は、当該地方公共団体等に係る当該年度の単年度交付限度額の算定に用いる要素事業ごとの国費の額（以下「基礎額」という。）を明記した計画とし、様式 5 により、記載例を参考に作成するものとする。
- 3 二以上の地方公共団体等が、一の整備計画に基づき社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して各主体別に作成した実施計画を提出するものとする。この場合、整備計画を取りまとめた地方公共団体等は、あらかじめ、毎年度の社会資本整備総合交付金の実施に係る地方公共団体等別の内訳表（以下「団体別内訳表」という。）を作成し、様式 6 により作成する書面にこれを添付して、地方整備局等を経由することにより国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 4 団体別内訳表は、様式 7 により作成するものとする。
- 5 第 1 項及び第 3 項の規定は、地方公共団体等が、これらの規定に基づき、実施計画及び団体別内訳表を国土交通大臣に提出した後、これを変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第 1 項中「様

式4」とあるのは「様式8」と、第3項中「様式6」とあるのは「様式9」と読み替えるものとする。

- 一 団体別内訳表の内容を変更する場合
- 二 各整備計画ごとの基礎額の合計額を変更する場合

第3 社会資本総合整備計画の評価について

【事前評価】

- 1 整備計画を作成して国土交通大臣に提出しようとする地方公共団体等は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて当該整備計画を国土交通大臣あてに提出するときは、当該検証の結果（以下「事前評価の結果」という。）を当該整備計画に添付するものとする。
 - 一 目標の妥当性
 - 二 整備計画の効果及び効率性
 - 三 整備計画の実現可能性
- 2 前項に規定する地方公共団体等は、交付要綱本編第10第1項の規定により整備計画を公表するときは、インターネットの利用により事前評価の結果を合わせて公表するものとする。

【中間評価及び事後評価】

- 3 整備計画を作成して国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。
- 4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況（社会資本整備総合交付金を効果促進事業に充てた場合にあっては、具体的な事業の内容を含む。）
 - 二 事業効果の発現状況
 - 三 中間評価にあっては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあっては評価指標の最終目標値の実現状況
 - 四 今後の方針
- 5 地方公共団体等は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 6 交付要綱本編第10第1項の規定に基づく中間評価又は事後評価の結果の公表は、これを遅滞なく行うとともに、国土交通大臣への報告は、地方整備局等を経由するものとする。

第4 電磁的記録による提出

この通知の規定により提出することとされている申請書等（アクセスコードが記載される書面を除く。）については、社会資本整備総合交付金システムのマニュアルに基づき、それぞれ電磁的記録をもって作成し、この通知に規定する手続に従い、電磁的方法により提出するものとする。

第5 雑則

- 1 交付要綱本編第15第1項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2並びに第3第1項及び第2項の規定は適用せず、また、交付要綱本編第15第2項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2及び第3の規定は適用しないことができるものとする。
- 2 交付要綱本編第15第2項に規定する従前の補助事業等に関連する通知（以下「旧通知」という。）は、この通知の施行の日に効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分についてはこの限りでない。
- 3 この通知の施行の際、現に旧通知に基づき行われている事業で、平成21年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧通知は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年3月26日付け国官会第2318号）

この通知は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け国官会第102号）

この通知は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成28年3月31日までの間、第6第5項第6号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成28年4月1日付け国官会第4200号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成29年3月31日までの間（平成28年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは、平成30年3月31日までの間）、第1第5項第7号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成29年3月31日付け国官会第4399号）

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日付け国官会第33号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。ただし、電磁的記録による提出に係る改正については、平成30年度予算に係る交付金事業から適用する。

様式 1

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

提 出 者

社会資本総合整備計画について

「社会資本整備総合交付金に係る計画等について」第1第1項に基づき、別添のとおり社会資本総合整備計画を取りまとめたので提出する。

アクセスコード

案件番号： ○○○○

様式2 (社会資本整備総合交付金：1)

社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金

平成〇〇年〇〇月〇〇日

計画の名称	〇〇中心市街地のにぎわいの再生 (重点計画)				重点配分対象の該当	〇							
計画の期間	平成28年度～平成32年度 (5年間)												
交付対象	〇〇県、〇〇市												
計画の目標	〇〇中心市街地は、近年シャッター通りと擲論され、小売販売額もここ10年で20%減少しているなど空洞化が顕著である。 歴史、文化のある中心市街地を再生することは〇〇市の持続可能な発展からも急務であり、〇年には中心市街地活性化協議会が設立され、行政、地元が一体となった取り組みの熱度も非常に高い。 このような中、再開発事業による都市機能の更新や魅力ある都市空間の整備、中心市街地の移動利便性の確保、細街路の解消による安全性の確保、空き店舗等既存ストックを有効に活用した商業機能の強化など、地元まちづくり活動との連携のもと 推進し、快適で魅力ある中心市街地の再生を目指す												
全体事業費 (百万円)	合計 (A+B+C+D)	〇〇〇〇	A	〇〇〇	B	0	C	〇〇〇	D	〇〇〇	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	〇	%

番号	計画の成果目標 (定量的指標)									
	定量的指標の定義及び算定式									
	当初現況値 (H28当初)	中間目標値 (H30末)	最終目標値 (H32末)							
1	〇〇人/日	〇〇人/日	〇〇人/日	・中心市街地における歩行者通行者数を〇〇人/日 (H28) から〇〇人/日 (H32) に増加 〇〇通りにおける歩行者数を測定する。						
2	〇〇件	〇〇件	〇〇件	・中心市街地の空き店舗数を〇〇件 (H28) から〇〇件 (H32) に減少 〇〇通りにおける歩行者数を測定する。						

備考等	個別施設計画を含む	国土強化を含む	定住自立圏を含む	連携中枢都市圏を含む
・ (定住自立圏共生ビジョン名) に基づき実施される要素事業：A全て ・ (連携中枢都市圏ビジョン名) に基づき実施される要素事業：A4				

様式2 (社会資本整備総合交付金：2)

A 基幹事業	基幹事業(大)	事業番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					費用 便益比	個別施設計画 策定状況
													H28	H29	H30	H31	H32		
	市街地整備事業	A01-001	市街地	一般	〇〇県	直接	〇〇県	—	—	〇〇市街地再開発事業	商業、公益施設、住宅等 ha	〇〇市	■	■	■	■	〇〇	〇〇	—
		A01-002	市街地	一般	〇〇市	間接	〇〇再開発 組合	—	—	〇〇市街地再開発事業	商業、住宅等 〇ha	〇〇市	■	■	■	〇〇	〇〇	〇〇	—
		A01-003	市街地	一般	〇〇市	直接	〇〇市	—	—	〇〇暮らし・にぎわい再 生事業	空き店舗再生、駐車場等 ha	〇〇市	■	■	■	〇〇	〇〇	〇〇	—
		A01-004	都市再生	一般	〇〇市	直接	〇〇市	—	—	〇〇土地区画整理事業	都市再生区画整理 〇ha	〇〇市	■	■	■	〇〇	〇〇	〇〇	—
		A01-005	都市交通	一般	〇〇市	直接	〇〇市	—	—	〇〇都市交通システム整 備事業	軌道、電線施設、電停等	〇〇市	■	■	■	〇〇	〇〇	〇〇	—
												小計				0			
	都市公園・緑地等事業	A01-006	公園	一般	〇〇市	直接	〇〇市	—	—	〇〇都市公園整備事業	園路、広場、休養所等 〇ha	〇〇市	■	■	■	〇〇	〇〇	〇〇	策定済

案件番号：〇〇〇〇

様式2 (社会資本整備総合交付金：4)

C 効果促進事業 基幹事業(大)	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	事業実施期間(年度)				市区町村名/ 港湾・地区名	全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況											
											H28	H29	H30	H31					H32										
市街地整備事業	001-001	市街地	一般	〇〇市	間接	NP0〇〇	-	-	まちづくりワークショップ	ワークショップの開催	〇〇市	■	■			〇〇													
												一体的に実施することにより期待される効果 備考 地域の意見を反映し、地域と連携した効果的な中心市街地の再生を推進する。																	
												001-002	市街地	一般	〇〇市	間接	〇〇商店街 組合	-	-	チャレンジショップ支援 事業	チャレンジショップ出店支援	〇〇市	■	■			〇〇		
空き店舗の改修(A01-003)にあわせ、地域のニーズにあった魅力ある商業サービスの展開を図る。																													
	001-003	市街地	一般	〇〇市	間接	〇〇商店街 組合	-	-	オープンカフェ	〇〇通りにおける社会実験	〇〇市	■	■			〇〇													
												公共空間を有効に活用し、周辺商業施設と一体となったにぎわいを創出する。																	
												小計 0																	
合計 0																													

案件番号：〇〇〇〇

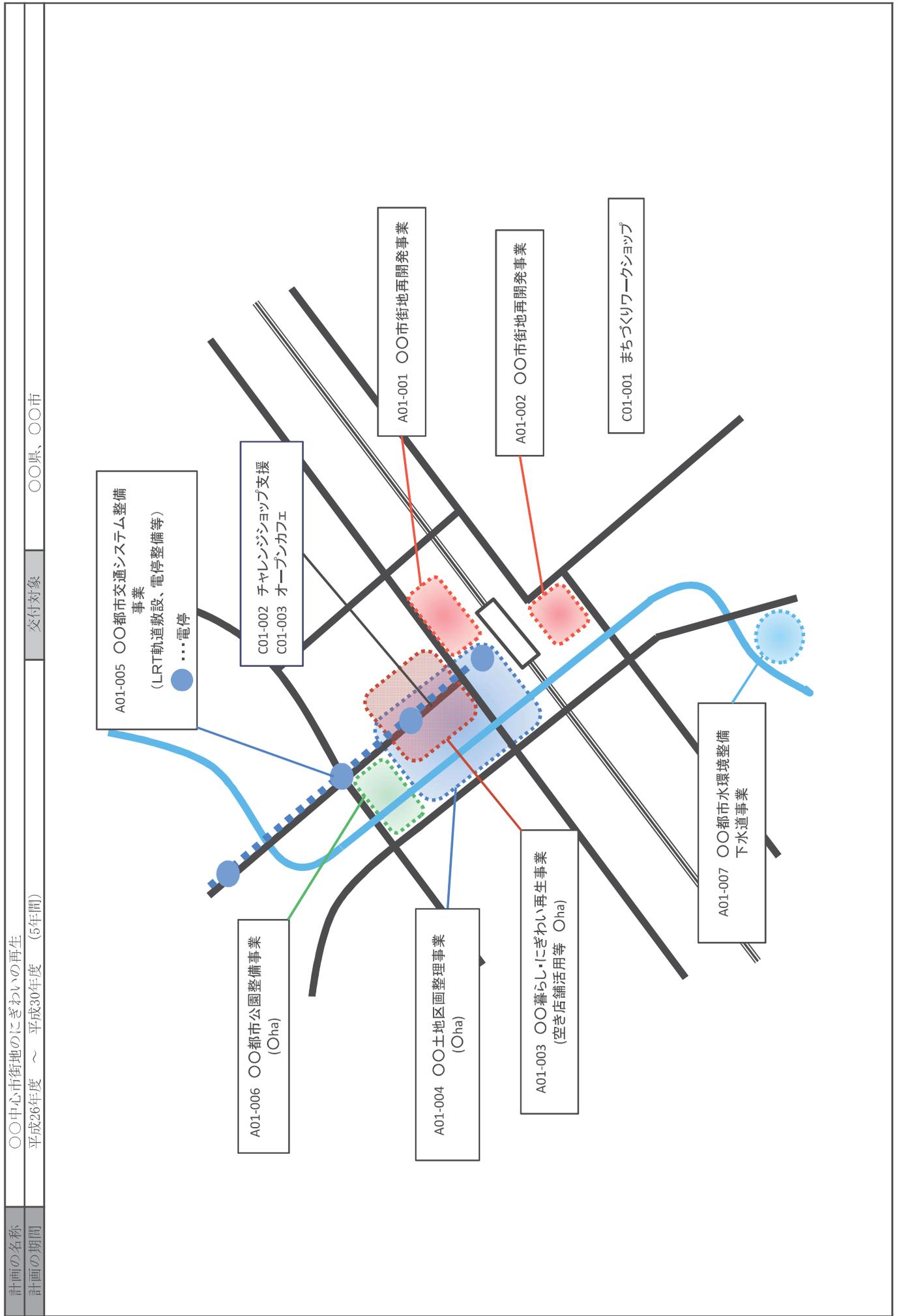
様式2 (社会資本整備総合交付金：6)

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32
配分額 (a)	300	300			
計画別流用増△減額 (b)	△100	△175			
交付額 (c=a+b)	200	125			
前年度からの繰越額 (d)	50	85			
支払済額 (e)	150	100			
翌年度繰越額 (f)	85	100			
うち未契約繰越額(g)	5	20			
不用額 (h = c+d-e-f)	15	10			
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))	8.0	14.3			
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場 合その理由	—	用地買収の交渉において発 生した相続問題により、用 地取得が遅延したため			

(参考様式) 参考図面 (社会资本整備総合交付金 記載例)



様式2 (防災・安全交付金：1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

計画の名称	〇〇県沿岸地域における総合的地震・津波対策の推進 (防災・安全) (重点計画)			
計画の期間	平成28年度 ~ 平成32年度 (5年間)			
交付対象	〇〇県、〇〇市、〇〇町			
計画の目標	南海トラフ巨大地震などの大災害に備え、特に津波の被害が懸念される〇〇県沿岸地域において、住民の津波避難に資する社会資本の老朽化対策や事前防災・減災対策等を一般的、総合的に実施し、安全安心な地域づくりを実現する。			
全体事業費 (百万円)	合計 (A+B+C+D)	〇〇〇	A 〇〇〇	B
		0	C 〇〇〇	D 〇〇〇
			効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	
				〇 %

番号	計画の成果目標 (定量的指標)	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H27当初)	中間目標値 (H29末)	最終目標値 (H31末)
		1	津波・洪水等による浸水被害を軽減させる。 津波・洪水等による浸水被害の軽減面積 〇〇ha	〇〇ha
2	防災機能強化の推進及び住民の防災意識向上を図り、安全に避難できる人口を増加させる。 非難が可能となる施設の人口 〇〇〇〇人	〇〇〇〇人	〇〇〇〇〇人	

備考等	個別施設計画を含む	国土強靱化を含む	定住自立圏を含む	連携中核都市圏を含む
・ (国土強靱化地域計画名) に基づき実施される要素事業：A02-001～A02-006全て 【※防災・安全交付金の整備計画にのみ記載】 ・ (定住自立圏共生ビジョン名) に基づき実施される要素事業：A02-009 ・ (連携中核都市圏ビジョン名) に基づき実施される要素事業：A02-009				

案件番号： 〇〇〇〇

様式2 (防災・安全交付金：2)

A 基幹事業	基幹事業(大)	事業番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					費用 便益比	個別施設計画 策定状況
													H27	H28	H29	H30	H31		
	河川事業	A02-001	河川	一般	〇〇県	直接	〇〇県	堤機能 (2)	—	〇〇圏域総合流域防災事業	築堤、護岸、掘削、橋梁、情報基盤	〇〇市	■	■	■	■	〇〇	〇〇	—
		A02-002	河川	一般	〇〇県	直接	〇〇県	地震高潮(2)	—	地震・高潮対策河川事業 (〇〇川)	堤防耐震化、水門耐震化	〇〇町	■	■	■	〇〇	〇〇	策定済	
												小計				0			
	海岸事業	A02-003	海岸	内地	〇〇県	直接	〇〇県	高潮	水国	〇〇港海岸高潮対策事業	胸壁L=80m、護岸L=100m、防波堤(補強)2基	〇〇町	■	■	■	〇〇	〇〇	—	
		A02-004	海岸	内地	〇〇県	直接	〇〇県	老朽化	水国	〇〇港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	堤防等嵩上L=140m	〇〇市	■	■	〇〇	〇〇	策定済		
												小計				0			
	急傾斜地崩壊対策事業	A02-005	急傾斜	一般	〇〇県	直接	〇〇県	—	—	〇〇急傾斜地崩壊対策事業	擁壁工等	〇〇市	■	■	〇〇	〇〇	—		

案件番号：〇〇〇〇

様式 2 (防災・安全交付金：4)

A 基幹事業																	
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	事業実施期間(年度)				費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
											H27	H28	H29	H30			H31
港湾事業	A02-011	港湾	内地	〇〇県	直接	〇〇県	拠点	改良	岸壁の改良	岸壁改良	〇〇港・〇〇地区	■	■	■	〇〇	〇〇	策定済
											小計				0		
市街地整備事業	A02-012	都市防災	一般	〇〇市	直接	〇〇町	—	—	都市防災総合推進事業(〇〇町全域)	防災広場、避難所整備	〇〇町	■	■	■	〇〇	〇〇	—
	A02-013	都市防災	一般	〇〇市	直接	〇〇市	—	—	都市防災総合推進事業(〇〇市全域)	防災広場、津波避難タワー、防災倉庫、避難所整備	〇〇市	■	■	■	〇〇	〇〇	—
											小計				0		
											合計				0		

案件番号：〇〇〇〇

様式2 (防災・安全交付金：5)

C 効果促進事業	基幹事業(大)	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
											H27	H28	H29	H30	H31				
	港湾事業	一般	〇〇県	〇〇県	直接	〇〇県	拠点	建設	防災訓練実施	総合的な防災訓練	〇〇市		■	■	■	■	〇〇		
		港湾事業(津波避難施設の整備)と併せて総合的な防災訓練を実施し、大規模地震等の災害に強い地域の形成を図る。																	
	002-002	港湾	一般	〇〇県	直接	〇〇県	避難訓練		浸水関連標識	避難路・啓発看板設置	〇〇市		■	■	■	〇〇			
		岸壁の改良(A02-011)と併せて、避難路の周知等の表示をすることにより、災害時における住民の適切な対応を促す等、住民の危機管理意識の向上を図る。																	
											小計					0			
	002-003	都市防災	一般	〇〇市	直接	〇〇市			備蓄資機材整備、各種計画の作成・見直し	津波防災まちづくり計画BC P・初動マニュアル作成、備蓄資機材整備等	〇〇市		■			〇〇			
		基幹事業(A02-013)の施設整備と一体的に実施することにより、市全体の地域防災力向上を図る																	
	002-004	都市防災	一般	〇〇町	直接	〇〇町			避難場所看板、避難路照明設備	避難場所看板、避難路照明設備	〇〇町		■			〇〇			
		基幹事業(A02-012)の施設整備と一体的に実施することにより、町全体の地域防災力向上を図る																	
											小計					0			
											合計					0			

案件番号：〇〇〇〇

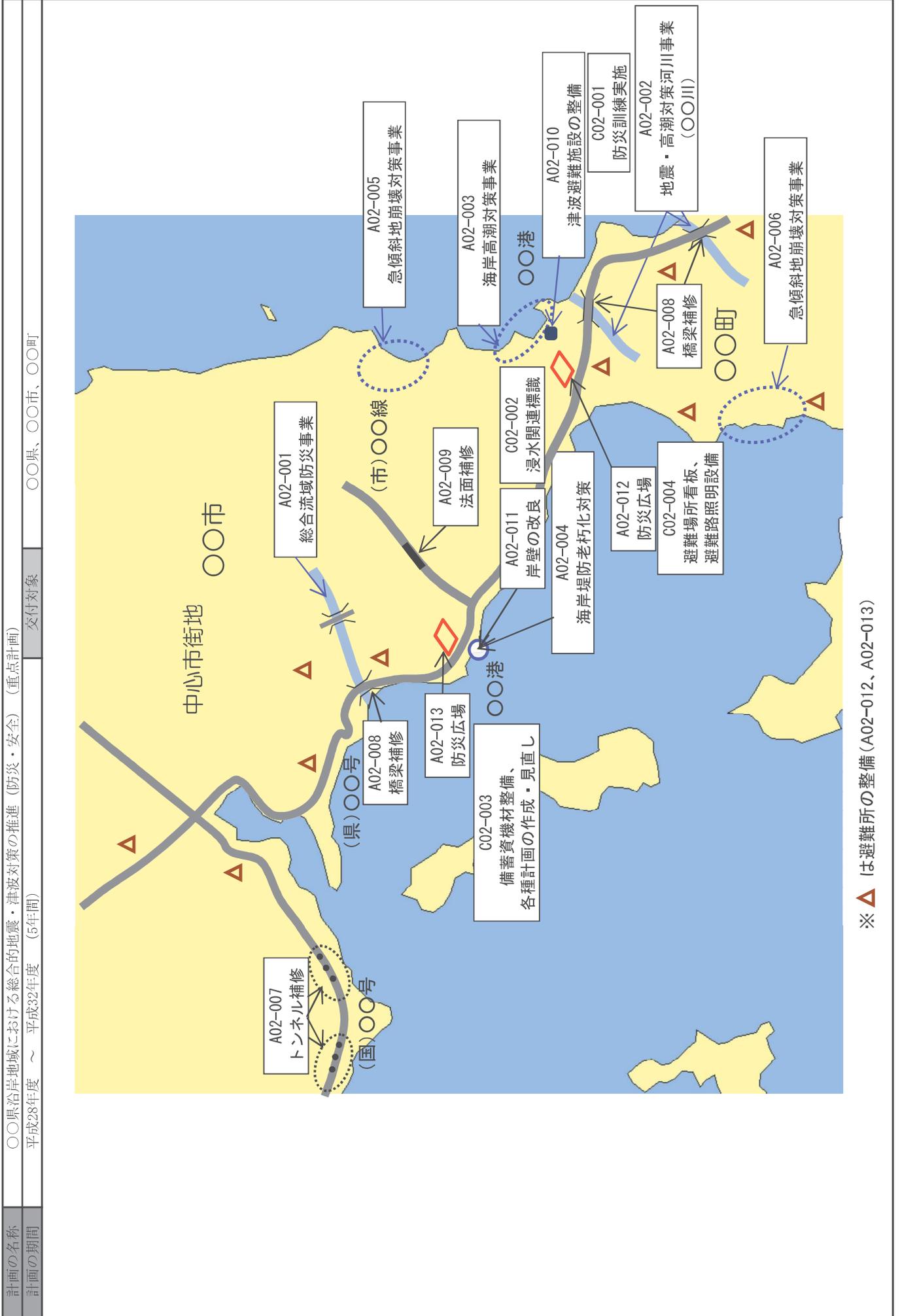
様式2 (防災・安全交付金：7)

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	H31
配分額 (a)	300	300	200		
計画別流用増△減額 (b)	0	0	0		
交付額 (c=a+b)	300	300	200		
前年度からの繰越額 (d)	0	85	40		
支払済額 (e)	200	330	200		
翌年度繰越額 (f)	85	40	30		
うち未契約繰越額(g)	5	10	10		
不用額 (h = c+d-e-f)	15	15	10		
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d)) (%)	6.7	6.5	8.3		
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

(参考様式) 参考図面 (防災・安全交付金 記載例)



様式3

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

提 出 者

社会資本総合整備計画の変更について

平成〇〇年〇月〇日付け付け 〇〇号 で提出した、社会資本総合
整備計画について、別添のとおり変更するので提出する。

アクセスコード

案件番号： 〇〇〇〇

様式 4

番 年 月 号 日

国土交通大臣 殿

提 出 者

平成〇〇年度社会資本整備総合交付金
交付対象事業の実施に関する計画の提出について

「社会資本整備総合交付金に係る計画等について」第2第1項に基づき、下記の社会資本総合整備計画について、平成〇〇年度社会資本整備総合交付金交付対象事業の実施に関する計画を別添のとおり提出する。

記

○関係する社会資本総合整備計画

- ・ 社会資本総合整備計画名

様式5 (当初: 1)

平成〇〇年度 社会資本整備総合交付金 交付対象事業の実施に関する計画												
実施計画の作成者		〇〇市		社会資本総合整備計画の名称				〇〇県安全で安心できるすまいづくり・まちづくり		変更回数		
(単位: 千円)												
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	種別1	種別2	事業名	細項目	当該年度の事業費	交付率	基礎額(国費)	年度間調整額(該当する場合のみ記載)	
											計画期間内における前年度までに実施した事業に係る基礎額の合計	前年度までに交付された国費総額
A 基幹事業												
備考												
〇〇〇〇〇	1	住宅	一般	—	—	地域住宅計画に基づく事業	—	420,000	0.45	189,000	400,000	
〇〇〇〇〇	2	住宅	一般	—	—	〇〇地区市街地再開発事業	—	182,000	1/2	91,000		
〇〇〇〇〇〇	3	住宅	一般	—	—	〇〇地区住宅市街地総合整備事業	—	66,000	1/2	33,000		
						小計	(668,000		(400,000	0)

様式5 (変更: 1)

平成〇〇年度 社会資本整備総合交付金 交付対象事業の実施に関する計画												
実施計画の作成者		〇〇市		社会資本総合整備計画の名称				〇〇県安全で安心できるすまいづくり・まちづくり		変更回数		
(単位: 千円)												
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	種別1	種別2	事業名	細項目	当該年度の事業費	交付率	基礎額(国費)	年度間調整額(該当する場合のみ記載)	
											計画期間内における前年度までに実施した事業に係る基礎額の合計	前年度までに交付された国費総額
〇〇〇〇〇	1	住宅	一般	—	—	地域住宅計画に基づく事業	—	(420,000) 450,000	0.45	(189,000) 202,500	400,000	
〇〇〇〇〇	2	住宅	一般	—	—	〇〇地区市街地再開 発事業	—	(182,000) 182,000	1/2	(91,000) 91,000		
〇〇〇〇〇〇	3	住宅	一般	—	—	〇〇地区住宅市街地 総合整備事業	—	(66,000) 80,000	1/2	(33,000) 40,000		
						小計		(668,000) 712,000		(313,000) 333,500	400,000	

様式5 (変更: 3)

平成〇〇年度 社会資本整備総合交付金 交付対象事業の実施に関する計画												
実施計画の作成者	〇〇市	社会資本総合整備計画の名称				〇〇県安全で安心できるすまいづくり・まちづくり				変更回数		
C 効果促進事業												
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	種別1	種別2	事業名	細項目	当該年度の事業費	交付率	基礎額(国費)	(単位:千円)	
											計画期間内における前年度までに実施した事業に係る基礎額の合計	前年度までに交付された国費総額
〇〇〇〇〇	5	住宅	一般	—	—	防犯灯整備事業	—	(5,000) 4,500	1/2	(2,500) 2,250		
〇〇〇〇〇	6	住宅	一般	—	—	ブロック塀除去・生け垣整備	—	(1,280) 1,500	1/2	(640) 750		
						小計		(6,280) 6,000		(3,140) 3,000	0	

様式 6

番 年 月 号 日

国土交通大臣 殿

提 出 者

平成〇〇年度社会資本整備総合交付金交付対象事業の
実施に係る地方公共団体等別の内訳表の提出について

「社会資本整備総合交付金に係る計画等について」第2第3項に基づき、下記の
社会資本総合整備計画について、平成〇〇年度社会資本整備総合交付金交付対象
事業の実施に係る地方公共団体等別の内訳表を別添のとおり提出する。

記

○関係する社会資本総合整備計画

- ・ 社会資本総合整備計画名

案件番号： ○〇〇〇

様式 8

番 年 月 号 日

国土交通大臣 殿

提 出 者

平成〇〇年度社会資本整備総合交付金
交付対象事業の実施に関する計画の変更について

平成〇〇年〇月〇日 付け 〇〇号 で提出した、下記の社会資本
総合整備計画に係る平成〇〇年度社会資本整備総合交付金交付対象事業の実施に関する
計画について別添のとおり変更する。

記

○関係する社会資本総合整備計画

- ・ 社会資本総合整備計画名

様式9

番 年 月 号 日

国土交通大臣 殿

提 出 者

平成〇〇年度社会資本整備総合交付金交付対象事業の
実施に係る地方公共団体等別の内訳表の変更について

平成〇〇年〇月〇日 付け 〇〇号 で提出した、下記の社会資本整備総合交付金交付対象事業の実施に係る地方公共団体等別の内訳表について、別添のとおり変更するので提出する。

記

○関係する社会資本総合整備計画

- ・ 社会資本総合整備計画名

案件番号： 〇〇〇〇

令和2年度【事後評価】対象計画 総括表

番号	計画の名称	計画の目標	事業主体	全体事業費 (百万円)	要素事業の概要	事業実施箇所	計画期間		R2以降 継続計画 策定予定	概要	備考
							着手 年度	完了 年度			
1	社会資本総合整備計画 高速道路IC等へのアクセス向上による地域活性化支援	高速道路IC、鉄道新駅、工業団地へのアクセス道路の整備を行い、利用者の移動の利便性を図る。	香川県	7,366	バイパス:3事業 ・現道拡幅:1事業 ・交差点改良:1事業	高松市 他3市町	H28	R02	有	道路課 【資料2参照】	
2	社会資本総合整備計画 総合的な浸水対策の推進(防災・安全)緊急対策	集中豪雨の多発や住宅化の進展に伴う被害リスクの増大に対し、流域が一体となった総合的な浸水対策を実施することにより、水害に強い県を作るとともに、安全安心な県民生活の確保を図る。	香川県	7,172	・河川事業(河川改修) 10河川 ・河川事業(地震高潮対策事業) 1河川 ・ダム事業 3ダム ・道路事業 1事業(橋梁)	県内一円	H28	R02	有	河川砂防課 【資料3参照】	
3	社会資本総合整備計画 総合的な土砂災害対策の推進(防災・安全)(重点)	人命と財産を守るための砂防施設等の整備(安心・安全の向上)	香川県	4,520	・砂防事業 41箇所 ・急傾斜地崩壊対策事業 1箇所 ・総合流域防災事業	県内一円	H28	R02	有	河川砂防課 【資料4参照】	
4	社会資本総合整備計画 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進(防災・安全)	土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれのある区域等を明らかにすることで、県民の安心・安全な生活の確保を図る。	香川県	100	急傾斜地:142箇所 土石流:101箇所 地すべり:7箇所	県内一円	H28	R02	有	河川砂防課 【資料5参照】	
5	社会資本総合整備計画 香川県沿岸地域における地震・津波に強い海岸づくり(防災・安全)	南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、社会資本の事前防災・減災対策や老朽化対策等を総合的に実施し、地域の安全の確保及び復興の広域拠点となるための施設を守る。	香川県	5,923	・地震津波対策事業:18箇所 ・老朽化対策緊急事業:8箇所 ・浸食対策事業:1箇所	県内一円	H28	R02	有	港湾課 【資料6参照】	
6	社会資本総合整備計画 坂出市における防災・減災対策の推進(防災・安全)	南海トラフ地震又はその他の大規模地震が想定されている地域における津波等による背後地の浸水面積の低減	坂出市	332	・地震津波対策事業:1箇所 ・長寿命化計画作成:2港	坂出市	H28	R02	有	坂出市 【資料7参照】	
7	社会資本総合整備計画 安全で安心な都市公園づくり(防災・安全)	都市公園の防災対策の実施などにより、安全で安心な都市公園づくりの推進を図る。	高松市	40	・玉藻公園における防災対策:2箇所	高松市	H30	R01	無	高松市 【資料8参照】	
8	社会資本総合整備計画 瀬戸内海の水環境を保全する安全・安心な地域づくり	生活環境の改善や、公衆衛生を向上させることにより、地域の安全・安心を創出するとともに、瀬戸内海をはじめとした公共用水域の水環境を保全する。	香川県 他13市町	4,483	・活水管渠の新設 ・処理場の新設および設備の増設 ・下水道整備計画策定 など	香川県 他13市町	H27	R01	無	下水道課 【資料9参照】	
9	社会資本総合整備計画 南海トラフ巨大地震に備えた下水道施設の地震対策の推進	南海トラフ巨大地震などの大災害に備え、被害時ににおいても、最低限の機能確保ができるよう地震対策を実施し、住民及び公衆衛生の安全安心な地域づくりを実現する。	香川県	230	・管渠の耐震化の専断 ・流域下水道の処理場の管理棟耐震化の実施	県内一円	H28	R02	無	下水道課 【資料10参照】	
10	社会資本総合整備計画 丸亀市における浄化センター再構築による安全安心な下水道づくり	丸亀市浄化センターの再構築により下水道施設の安定を図り、地域の安全・安心を創出するとともに、瀬戸内海をはじめとした公共用水域の水環境を保全する。	丸亀市	8,038	・浄化センター再構築事業:基本設計、用地取得、実施設計、再構築工事 ・管渠新設:5.3km	丸亀市	H28	R02	有	丸亀市 【資料11参照】	
11	地域再生計画 豊かな水環境とともに創る住み良いまちづくり	三木町は、豊かな自然と流通の利便性を活かした第1次産業が基幹産業であり、水稲のほか特産品であるイチゴなど多彩な農産物が生産されている。しかし、本町の汚水処理施設整備は著しく立ち遅れており、産業と生活を支えてきた河川等の水質悪化が懸念されている。このため、汚水処理施設の整備による生活環境の向上及び豊かな自然環境の保全は町の最重要課題であり、併せて農業の持続的発展、安心して子育てできる環境整備を推進することにより、町全体の総合的な再生を図り、豊かな水環境とともに創る住み良いまちづくりを目指す。	三木町	6,103	・公井下水道事業(汚水処理施設):1施設 ・公井下水道事業(管渠施設):10,200m ・農業集落排水事業(管渠施設):18,857m	三木町	H26	R01	無	三木町 【資料12参照】	

令和2年12月

令和2年度【事後評価】対象計画 総括表

番号	計画の名称	計画の目標	事業主体	事業費 (百万円)	要事業の概要	事業実施箇所	計画期間		R2以降 継続計画 策定予定	摘要	備考
							着手 年度	完了 年度			
12	社会資本総合整備計画 香川県における安全・安心・快適な住まいづくり、まちづくりの実現(第2期)	人口が減少に転じ、高齢化率、空き家率ともに全国平均を大きく上回っている状況にある中、地域の防災、衛生、景観等への悪影響を未然に防ぐため、空き家の有効活用や老朽化して危険な空き家の除却をほじくると、空き家対策を促進することにより住環境の向上を図る。また、公営住宅等の既存ストックの改修による居住性及びバリアフリー性の向上、更には、予防保全的な維持管理を推進することにより、ストックの長寿命化を図る。	香川県 他15市町	3,815	・公営住宅等ストック総合改善事業 ・住宅改良事業等 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・効果促進事業 空き家対策支援事業ほか	香川県 他15市町	H28	R02	有	住宅課 【資料13参照】	
13	社会資本総合整備計画 香川県における住宅・建築物の安全性の向上(第2期)(防災・安全)	近い将来に発生が危惧されている南海トラフ地震に備えるため、公営住宅等の既存ストックの改善や既存不適格建築物及び民間住宅の耐震化、狭あい・道路の解消等を行い、安全で安心なまちづくり、住まいづくりの実現を図る。	香川県 他17市町	4,088	・公営住宅等ストック総合改善事業 ・公営住宅等整備事業 ・住宅改良事業等 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・狭あい・道路整備等促進事業 ・効果促進事業 民間住宅耐震対策支援事業ほか	香川県 他17市町	H28	R02	有	住宅課 【資料14参照】	
14	社会資本総合整備計画 高松市における市営住宅等の住環境整備(第2期)	・市営住宅の約4分の3の住戸が耐用年数の半分を経過したストックの老朽化・陳腐化が進む中、ストックの長寿命化を図るため、早期修繕や計画的・効果的な施設等の更新新を行い、住居困難者、高齢者、身体障がい者、子育て世帯等が安心して暮らせる居住環境を供給する。 ・人口の減少や高齢化に伴い空き家が増加する中、適切な管理が行われていない危険空き家が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにするためには、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。その方策として危険空き家の除却を実施することで、地域住民の生活環境の向上を図る。 ・中心市街地活性化基本計画エリア内において、再開発事業等により都市機能の更新、魅力ある都市空間や住環境等の整備を、地元まちづくり活動との連携のもと推進し、快適で魅力ある中心市街地の再生を目指す。	高松市	3,229	・高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業 ・常盤町地区優良建築物等整備事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業 ・地域住宅政策推進事業(市営住宅除却工事、住生活基本計画(仮称)策定業務委託) ・空き家促進事業 ・効果促進事業 住宅地区改良事業等(市営住宅建替に伴う仮住居費)	高松市	H28	R02	有	高松市 【資料15参照】	
15	農山漁村地域整備計画 香川の森林を守り育て活かすプラン	・荒廃森林の復旧・整備や、施業の集約化・高効率作業による森林所有者の負担の少ない林業生産活動をとおした森林の適正管理により、森林の公益的機能の維持増進を図り、山崩れなどの山地災害から生命・財産を保全することによって、農民の安全で安心な生活を確保する。 ・高性能林業機械の導入促進を図るための林道・作業道の基礎整備を行うことにより、木材の業材生産の効率化を図る仕組みづくりを進め、農産物のより一層の利用拡大による森林整備を促進するとともに、間伐材を計画的・安定的に生産する体制を構築することにより、持続可能な循環型社会の創進に寄与し、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図る。	香川県	2,400	治山事業 ・谷止工等:28箇所 ・山崩工:1箇所 ・落石防護工:1箇所 森林整備事業 ・林道開設:4路線 ・林道改良:3路線 ・点検診断・保全整備:91箇所	県内一円	H27	R01	有	みどり整備課 【資料16参照】	
16	農山漁村地域整備計画 さぬきの土と水と農村づくりプラン(Ⅱ期)	農業従事者の減少や、高齢化、さらには厳しい農業情勢の中、農家の生産意欲が低下していることから、ため池整備のほか、農地・農道・排水水路などの生産基盤や農村の生活環境基盤の整備を総合的に実施することにより、農業経営の安定と地域の活性化を推進する。	香川県	5,386	・中山間総合整備 5地区 ・農道整備 1地区 ・農業基盤排水 6地区 ・海岸長寿命化計画策定 1地区 ・農地整備実施計画策定 11地区	県内一円	H27	R01	有	農村整備課 【資料17参照】	
17	農山漁村地域整備計画 香川県三豊海域における水産環境保全と水産資源の持続・増大のための漁場整備計画	水産環境保全と水産資源の維持・増大と漁業の生産性向上のための基礎整備を推進する。	香川県	371	増殖場整備 整備面積 5.1ha ・要島工区 1.7ha ・能間工区 1.7ha ・仁尾工区 1.7ha モニタリング調査一式	県内一円	H24	R01	無	水産課 【資料18参照】	

社会資本総合整備計画等 17計画 審議対象

■令和2年度 事後評価対象事業一覧表

項目	所属	No.	① 事業名 (計画の名称)	② 事業 主体	③ 全体 事業費 (百万円)	④ 着 手年 度	⑤ 完 了年 度	⑥ 継 続 計 画	⑦ 計画の目標	⑧ 事業概要	⑨ 事業効果の発現状況	⑩ 要素事業の進捗状況	⑪ 定量的指標	⑫ 定量的指標の現況値及び目標値		⑬ 実現状況		⑭ 今後の方針	備考	
														単位	当初 現況値	最終 目標値	達成値			達成率
1	道路課	1	社会資本総合整備計画 高速道路IC等へのアクセス向上による地域活性化支援	香川県	7,366	H28	R02	有	高速道路IC、鉄道新駅、工業団地へのアクセス道路の整備を行い、利用者の移動の利便性を図る。	・バイパス:3事業 ・現道拡幅:1事業 ・交差点改良:1事業	【一定の効果があった】 ・事業の実施により、鉄道新駅又は工業団地から周辺の幹線道路までの所要時間が25%短縮され、利用者の利便性が向上した。 ・事業区間の一部を暫定的に供用できたことで、周辺道路の渋滞が緩和され、交通安全の向上にも寄与した。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 81.1% ・一部、予算確保が十分でなかったため進捗が遅れているものがある。	所要時間の短縮率 時間短縮率(%)=1-Σ(完成後の所要時間)/Σ(現況の所要時間)	%	0 (0/45) 【分】	25 (11/45) 【分】	25 (11/45) 【分】	100%	【継続】 ・引き続き、アクセス道路の整備を行い、定時性の向上に努める。 ・早期の効果発現のため、重点整備に努める。	【資料2参照】
2	河川砂防課	2	社会資本総合整備計画 総合的な浸水対策の推進(防災・安全)緊急対策	香川県	7,172	H28	R02	有	集中豪雨の多発や住宅化の進展に伴う被害リスクの増大に対し、流域が一体となって総合的な浸水対策を実施することにより、水害に強い県を作ることに、安全安心な県民生活の確保を図る。	・河川事業(河川改修) 10河川 ・河川事業(地震高潮対策事業) 1河川 ・ダム事業 3ダム ・道路事業 1事業(橋梁)	【十分な効果があった】 ・浸水の恐れのある家屋数が386戸減少した。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 98.9%	事業実施河川ごとに既往最大浸水被害家屋数が発生した出水と同程度の流出により、浸水の恐れがある家屋の減少数	戸	0	386	386	100%	【継続】 ・河川整備については、これまでの浸水被害等を考慮して、再度災害防止対策に取り組むとともに、事前防災対策を実施する。 ・計画目標通りの予算確保に努める。	【資料3参照】
		3	社会資本総合整備計画 総合的な土砂災害対策の推進(防災・安全)(重点)	香川県	4,520	H28	R02	有	人名と財産を守るための砂防施設等の整備(安心・安全の向上)	・砂防事業 41箇所 ・急傾斜地崩壊対策事業 1箇所 ・総合流域防災事業	【一定の効果があった】 ・砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設の整備を行ったことにより、土砂災害から保全される人家が130戸、防災拠点施設が4箇所、重要路線が1箇所増加した。 ・長寿命化計画において砂防関係施設の定期点検を行い、計画的かつ効率的な維持管理を図った。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 94% ・予算確保が十分でなかったため進捗が遅れている事業もあるが、概ね計画通り進捗している。	砂防関係施設の整備に伴い土砂災害から保全される防災拠点数	箇所	0	4	4	100%	【継続】 ・県内に土砂災害の危険箇所は6,972箇所あり、全ての箇所を整備するには膨大な費用と期間を要するが、今後も重要度や緊急度から総合的に判断し、地元の協力も得ながら計画的に整備を進めていく。 ・計画目標通りの予算確保に努める。	【資料4参照】
									砂防関係施設の整備に伴い土砂災害から保全される重要路線の危険箇所数	箇所	0	1	1	100%						
									砂防関係施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家密集地等の人家数	戸	0	142	130	92%						
4	社会資本総合整備計画 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進(防災・安全)	香川県	100	H28	R02	有	土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれのある区域等を明らかにすることで、県民の安心・安全な生活の確保を図る。	急傾斜地:142箇所 土石流 :101箇所 地すべり: 7箇所	【一定の効果があった】 施設整備完了等に伴う見直し基礎調査の目標箇所数を達成した。基礎調査結果をもとに、区域の見直しを行う予定。	【計画通り進捗】 ・進捗率100%	施設整備完了等に伴う見直し基礎調査箇所数	箇所	0	200	250	125%	【継続】 ・より詳細な地形図を用いた新規箇所抽出	【資料5参照】		
3	港湾課	5	社会資本総合整備計画 香川県沿岸地域における地震・津波に強い海岸づくり(防災・安全)	香川県	5,923	H28	R02	有	南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、社会資本の事前防災・減災対策や老朽化対策等を総合的に実施し、地域の安全の確保及び復興の広域拠点となるための施設を守る。	・地震津波対策事業:18箇所 ・老朽化対策緊急事業:8箇所 ・浸食対策事業:1箇所	【一定の効果があった】 南海トラフ巨大地震による津波及び、これまでに観測された最高潮位の高潮により浸水する面積を209ha減少させたことにより津波や高潮に対する安全度が向上した。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 80.0% ・一部予算確保が十分でなかったため進捗が遅れている事業もあるが、概ね計画通り進捗している。	南海トラフ巨大地震による津波及びこれまでに観測された最高潮位の高潮により浸水する面積	ha	601	373	392	92%	【継続】 ・地震津波対策については計画通りの進捗を確保するとともに、老朽化対策については、施設が要求性能を満たさなくなる状態に至らないよう、計画的かつ効率的に維持管理に努める。 ・予算確保に努め、事業の進捗を図る。	【資料6参照】
		6	社会資本総合整備計画 坂出市における防災・減災対策の推進(防災・安全)	坂出市	332	H28	R02	有	南海トラフ地震又はその他の大規模地震が想定されている地域における津波等による背後地の浸水面積の低減	・地震津波対策事業:1箇所 ・長寿命化計画作成:2港	【十分な効果があった】 南海トラフ巨大地震による津波及び、これまでに観測された最高潮位の高潮により浸水する面積を84ha減少させたことにより津波や高潮に対する安全度が向上した。 ・長寿命化計画を作成することで海岸保全施設の適切な維持管理ができるようになった。	【計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 100%	海岸堤防等の整備率の向上 (海岸堤防等の整備率)=(地震津波における整備により防護が完了した面積)/(整備地区における前防護面積)	%	0 (0/84) 【ha】	100 (84/84) 【ha】	100 (84/84) 【ha】	100%	【継続】 ・地震津波等対策を引き続き実施し、浸水面積の低減を図る。	【資料7参照】

■令和2年度 事後評価対象事業一覧表

項目	所属	No.	① 事業名 (計画の名称)	② 事業 主体	③ 全体 事業費 (百万円)	④ 着 手年 度	⑤ 完 了年 度	⑥ 継 続 計 画	⑦ 計画の目標	⑧ 事業概要	⑨ 事業効果の発現状況	⑩ 要素事業の進捗状況	⑪ 定量的指標	⑫ 定量的指標の現況値及び目標値			⑬ 実現状況		⑭ 今後の方針	備考	
														単位	当初 現況値	最終 目標値	達成値	達成率			
4	都市計画課	7	社会資本総合整備計画 安全で安心な都市公園 づくり(防災・安全)	高松市	40	H30	R1	無	都市公園の防災対策の実施などにより、安全で安心な都市公園づくりの推進を図る。	玉藻公園における防災対策:2箇所	【十分な効果があった】 玉藻公園における建築基準法に適合しない囲障の改修により、地震災害に備えた安全で安心な公園づくりを推進できた。	【計画通り進捗し完了した】	防災対策が必要な公園施設数	箇所	0	2	2	100%	【完了】	【資料8参照】	
5	下水道課	8	社会資本総合整備計画 瀬戸内海の水環境を保全する安全・安心な地域 づくり	香川県 他13市町	4,483	H27	R1	無	・生活環境の改善や、公衆衛生を向上させることにより、地域の安全・安心を創出するとともに、瀬戸内海をはじめとした公共用水域の水環境を保全する。	・汚水管渠の新設 ・処理場の新設および設備の増設 ・下水道整備計画策定 など	【十分な効果があった】 ・下水道汚水管渠の新設および処理場の新設、設備の増設の実施により、下水道処理人口普及率が向上し、計画目標をほぼ達成できている。 下水道処理人口普及率の向上により、生活環境の改善や公衆衛生を向上するとともに、公共用水域の水環境を保全が図られた。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率 99.6%	下水道処理人口普及率 下水道を利用できる人口/総人口	%	43.8 (438,389 /1,001,933) 【人】	46.0 (447,000 /971,000) (R1年度末)	45.8 (447,287 /976,506) (R1年度末)	100%	【完了】 ・下水道の面整備および処理場施設の増設については、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るために、下水道整備が必要な区域においては、今後は重点計画「かがわの下水道10年概成プロジェクト」に移行し、実施する。 (H30-R4) 平成29年度から丸亀市は社会資本整備計画「丸亀市における浄化センター再構築による安全・安心な下水道づくり」に移行し、実施する。 (H28~R2)	【資料9参照】	
		9	社会資本総合整備計画 南海トラフ巨大地震に備えた下水道施設の地震対策の推進	香川県	230	H28	R02	無	南海トラフ巨大地震などの大災害に備え、被害時においても、最低限の機能確保ができるよう地震対策を実施し、住民及び公衆衛生の安全安心な地域づくりを実現する。	・管渠の耐震化の実施 ・流域下水道の2処理場の管理棟耐震化の実施	【十分な効果があった】 総合地震計画に位置づけられた、幹線管渠および処理場の管理棟の耐震化工事の実施により、安全性の確保ができた。	【計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 100%	下水道総合地震対策計画で位置づけた重要な幹線管渠等の耐震化率 最低限の耐震性が確保できた延長(km)/下水道総合地震対策計画で位置づけた重要な幹線管渠の延長(km)	%	0 (0/18) 【km】	100 (18/18) 【km】	100 (18/18) 【km】	100%	【完了】 ・下水道総合地震対策計画に位置づけた中讃流域下水道の重要な管渠および重要施設の耐震化については、本計画にて完了。	・今後の下水道総合地震計画に基づく耐震対策については、「地域の暮らしを守る安全・安心な下水道づくり(防災・安全)」にて、事業を継続する。	【資料10参照】
		10	社会資本総合整備計画 丸亀市における浄化センター再構築による安全安心な下水道づくり	丸亀市	8,038	H28	R02	有	丸亀市浄化センターの再構築により下水道施設の安定を図り、地域の安全・安心を創出するとともに、瀬戸内海をはじめとした公共用水域の水環境を保全する。	・浄化センター再構築事業:基本設計、用地取得、実施設計、再構築工事 ・管渠新設:5.3km	【一定の効果があった】 ・再構築により整備が必要な47施設のうち、8施設を整備し、施設の安定化が図れた。 ・管渠新設5.3kmのうち、3.7kmを敷設し、供用開始面積が24.5ha増加したことによって、公共用水域の水質保全に寄与した。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 95.9% ・施工区域に廃棄されていた産業廃棄物の処分期間を要したが、概ね計画通り進捗している。	丸亀市浄化センターの再構築による整備率 再構築により整備が図れた施設数(建設)/再構築により整備が必要な施設数(施設)	%	0 (0/47) 【施設】	21 (10/47) 【施設】	17 (8/47) 【施設】	81%	【継続】 ・再構築事業について引き続き実施し、施設の安定化を図る。 ・管渠の新設を引き続き実施し、未普及解消に努める。 ・計画目標通りの予算確保に努める。	【資料11参照】	
11	地域再生計画 豊かな水環境とともに創る住み良いまちづくり	三木町	6,103	H26	R01	無	三木町は、豊かな自然と流通の利便性を活かした第1次産業が基幹産業であり、水稲のほか特産品であるイチゴなど多彩な農産物が生産されている。しかし、本町の汚水処理施設整備は著しく立ち遅れており、産業と生活を支えてきた河川等の水質悪化が懸念されている。このため、汚水処理施設の整備による生活環境の向上及び豊かな自然環境の保全は町の最重要課題であり、併せて農業の持続的発展、安心して子育てできる環境整備を推進することにより、町全体の総合的な再生を図り、豊かな水環境とともに創る住み良いまちづくりを目指す。	・公共下水道事業(汚水処理施設):1施設 ・公共下水道事業(管路施設):10,200m ・農業集落排水事業(管路施設):18,857m	【一定の効果があった】 効率的かつ一体的に汚水処理施設の整備を展開し、併せて合併浄化槽設置の推進を行ったこと、目標値を達成することができた。 また汚水処理施設の整備による生活環境の向上により、近年の人口減少の加速等によって出生数の増加や一等米比率の向上は達成できなかったものの、グリーン・ツーリズム推進事業の取り組みによる体験型参加者の増加がみられた。	【概ね計画通り進捗】 ・公共下水道事業(汚水処理施設):1施設【進捗率100%】 ・公共下水道事業(管路施設):9,289m【進捗率91.1%】 ・農業集落排水事業(管路施設)17,961m【進捗率95.2%】 管路施設については、地元協議の結果、一部廃路線にするなどしたことにより延長が減となった。	汚水処理人口普及率40.0%(平成24年度末現在)を56.0%(平成31年度末)に向上させる。 米の一等米比率を13.0%(平成24年度)から20.0%(平成31年度)に向上させる。 出生数197人/年(平成24年度)を220人/年(平成31年度)に向上させる。	%	40.0 (11,559/ 28,914) 【人】	56.0 (15,290/ 27,286) 【人】	64.7 (18,084/ 27,939) 【人】	154%	【完了】 公共下水道事業において、引き続き事業計画を拡大し、管路施設の整備を進めていく。	公共下水道事業については、平成31年度から香川県社会資本総合整備計画「かがわの下水道整備10年概成プロジェクト(重点計画)」に移行 【資料12参照】			

令和2年度 事後評価対象事業一覧表

項目	所属	No.	① 事業名 (計画の名称)	② 事業 主体	③ 全体 事業費 (百万円)	④ 着 手 年 度	⑤ 完 了 年 度	⑥ 継 続 計 画	⑦ 計画の目標	⑧ 事業概要	⑨ 事業効果の発現状況	⑩ 要素事業の進捗状況	⑪ 定量的指標	⑫ 定量的指標の現況値及び目標値		⑬ 実現状況		⑭ 今後の方針	備考	
														単位	当初 現況値	最終 目標値	達成値			達成率
6	住宅課	12	香川県における安全・安心・快適な住まいづくり、まちづくりの実現(第2期)	香川県 他15市町	3,815	H28	R02	有	人口が減少に転じ、高齢化率、空き家率ともに全国平均を大きく上回っている状況にある中、地域の防災、衛生、景観等への悪影響を未然に防ぐため、空き家の有効活用や老朽化して危険な空き家の除却をはじめとした空き家対策を促進することにより住環境の向上を図る。また、公営住宅等の既存ストックの改修による居住性及びバリアフリー性の向上、更には、予防保全的な維持管理を推進することにより、ストックの長寿化を図る。	・公営住宅等ストック総合改善事業 ・住宅改良事業等 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・効果促進事業 ・空き家対策支援事業ほか	【十分な効果があった】 公営住宅の外壁改修や設備改修により、順調に長寿化を進めることができた。また、バリアフリー化や給湯機器等の改修についても順調に進められ、居住環境を向上させることができた。 市町に空き家対策を促し、16市町で空き家の実態調査を実施することができた。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 97.2% ・一部、コロナウイルスの影響により進捗が遅れているところもあるが、ほぼ計画通り進捗している。	長寿命化計画に記載された「長寿命型ストック改善」を行う棟の事業進捗率の向上 長寿命型ストック改善を行った棟数/長寿命化計画に記載された実施予定の棟数 全市町のうち、老朽危険空き家の実態把握調査を実施した市町の割合 実態把握調査を行った市町の数/全市町の数	%	0 (0/0) 【棟】	100 (128/128) 【棟】	96 (123/128) 【棟】	96%	【継続】 ・公営住宅ストックの長寿命化及び住環境の向上に努めるとともに、空き家対策についても市町と連携して取り組みを進める。 ・事後評価の結果を踏まえて次期計画を作成し、また、予算確保に努めて事業の進捗を図る。	【資料13参照】
		13	香川県における住宅・建築物の安全性の向上(第2期)(防災・安全)	香川県 他17市町	4,058	H28	R02	有	近い将来に発生が危惧されている南海トラフ地震に備えるため、公営住宅等の既存ストックの改善や既存不適格建築物及び民間住宅の耐震化、狭い道路の解消等を行い、安全で安心なまちづくり、住まいづくりの実現を図る。	・公営住宅等ストック総合改善事業 ・公営住宅等整備事業 ・住宅地区改良事業等 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・狭い道路整備等促進事業 ・効果促進事業 ・民間住宅耐震対策支援事業ほか	【一定の効果があった】 公営住宅の耐震改修や外壁改修については、概ね目標通りの棟数を実施することができ、入居者の安全確保ができた。 民間住宅の耐震性確保については、戸別訪問や耐震相談会の開催等の周知啓発に取り組み、一定の成果を上げることができた。 公共・民間建築物の耐震性確保については、戸別訪問等の周知啓発に取り組み、耐震化率の向上を図ることができた。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 94.7% ・一部、予算確保が十分でなかったため進捗が遅れているところもあるが、ほぼ計画通り進捗している。	長寿命化計画に記載された「長寿命型ストック改善」を行う棟の事業進捗率の向上 長寿命型ストック改善を行った棟数/長寿命化計画に記載された実施予定の棟数 耐震性が不足している恐れのある住宅に対するポストイング等の広報活動を実施した割合等の増 ポストイング等を実施した戸数/耐震性が不足している恐れのある住宅(約10万戸) 特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化率 耐震性の確保された建築物の棟数/多数の者が利用する建築物の総棟数	%	0 (0/0) 【棟】	100 (150/150) 【棟】	98 (147/150) 【棟】	98%	【継続】 ・民間住宅及び建築物の耐震化を促進させるための普及啓発に努める。 ・事後評価の結果を踏まえて次期計画を作成し、また、予算確保に努めて事業の進捗を図る。	【資料14参照】
		14	高松市における市営住宅等の住環境整備(第2期)	高松市	3,229	H28	R02	有	・市営住宅の約4分の3の住戸が耐用年数の半分を経過しストックの老朽化・陳腐化が進む中、ストックの長寿化を図るため、早期修繕や計画的・効率的な施設等の更新を行い、住宅困窮者、高齢者、身体障がい者、子育て世帯等が安心して暮らせる居住環境を供給する。 ・人口の減少や高齢化に伴い空家が増加する中、適切な管理が行われていない危険空き家が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにするためには、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進する必要があり、その方策として危険空き家の除却を実施することで、地域住民の生活環境の向上を図る。 ・中心市街地活性化基本計画エリア内において、再開発事業等により都市機能の更新、魅力ある都市空間や住環境等の整備を、地元まちづくり活動との連携のもと推進し、快適で魅力ある中心市街地の再生を目指す。	・高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業 ・常葉町地区優良建築物等整備事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業 ・住宅地区改良事業等 ・地域住宅政策推進事業(市営住宅除却工事、住生活基本計画(仮称)策定業務委託) ・空家再生等推進事業 ・効果促進事業 ・住宅地区改良事業等(市営住宅建替に伴う仮住居費)	【十分な効果があった】 市営住宅長寿化計画に基づき、外壁改修工事を11棟、内壁改修工事を2棟で実施し、安心して暮らせる居住環境を供給した。 空家再生等推進事業においては、補助事業を通じて、老朽化した危険空き家を160戸以上除却する見込みであり、地域住民の生活環境の向上に大きく寄与した。 再開発事業は権利変換計画認可を受け、解体工事に着手し、事業を着実に進めることができた。 優良建築物等整備事業は実施設計及び解体工事に着手し、事業を着実に進めることができた。 効果促進事業においては、市営住宅建替え工事の仮住居を供給することで、建替え事業を円滑に行うことができた。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 96.3% ・一部、予算確保が十分でなかったため進捗が遅れているところもあるが、概ね計画通り進捗している。	老朽化ストックの計画的改善の進捗率向上(長寿命化計画の進捗率) 長寿命化型ストック改善を行った棟数/長寿命化計画に記載された実施予定の棟数 危険空き家率の減少 危険度の高い空家/空家総数	%	0 (0/0) 【棟】	100 (13/13) 【棟】	100 (13/13) 【棟】	100%	【継続】 ・市営住宅ストックの長寿命化及び住環境の向上に努めるとともに、計画遂行のため、十分な予算の確保に努める。 ・事後評価の結果を踏まえるとともに、効率的に事業を進めることができるよう次期計画を策定する。	【資料15参照】
7	みどり整備課	15	香川の森林を守り育て活かすプラン	香川県	2,400	H27	R01	有	・荒廃森林の復旧・整備や、施業の集約化・高効率作業による森林所有者の負担の少ない林業生産活動をとおした森林の適正管理により、森林の公益的機能の維持増進を図り、山崩れなどの山地災害から生命・財産を保全することによって、県民の安全で安心な生活を確保する。 ・高性能林業機械の導入促進を図るための林道・作業道の基盤整備を行うことにより、木材の素材生産の効率化を図る仕組みづくりを進め、県産材のより一層の利用拡大による森林整備を促進するとともに、間伐材を計画的・安定的に生産する体制を構築することにより、持続可能な循環型社会の創造に寄与し、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図る。	治山事業 ・谷止工等:28箇所 ・山腹工:1箇所 ・落石防護工:1箇所 森林整備事業 ・林道開設:4路線 ・林道改良:3路線 ・点検診断・保全整備:91箇所	【一定の効果があった】 ・治山事業で谷止工等を設置することにより、山地災害防止機能が確保され、山地災害から保全される集落が14集落増加した。 ・林道開設事業などの基盤整備を行うことにより、間伐などの森林整備が行われ、県産木材の搬出利用が970m ³ 増加した。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 97% ・予算確保が十分でなかったため進捗が遅れている事業もあるが、概ね計画通り進捗している。	山地災害防止機能が確保された集落数 搬出利用される県産木材の年間材積(年間平均材積)	集落	1027	1042	1,041	93%	【継続】 ・今後とも、費用対効果や事業実施の優先度、事業効果の発現状況等を総合的に判断し、関係市町等との連携を図りながら、次期計画の着実な進捗に努める。	【資料16参照】
										m ³	3500	4700	4,470	81%						

■令和2年度 事後評価対象事業一覧表

項目	所属	No.	① 事業名 (計画の名称)	② 事業 主体	③ 全体 事業費 (百万円)	④ 着手 年度	⑤ 完了 年度	⑥ 継続 計画	⑦ 計画の目標	⑧ 事業概要	⑨ 事業効果の発現状況	⑩ 要素事業の進捗状況	⑪ 定量的指標	⑫ 定量的指標の現況値及び目標値			⑬ 実現状況		⑭ 今後の方針	備考
														単位	当初 現況値	最終 目標値	達成値	達成率		
8	農村整備課	16	農山漁村地域整備計画 さぬきの土と水と農村づくりプラン(Ⅱ期)	香川県	5,386	H27	R01	有	農業従事者の減少や、高齢化、さらには厳しい農業情勢の中、農家の生産意欲が低下していることから、ため池整備のほか、農地・農道・用排水路などの生産基盤や、農村の生活環境基盤の整備を総合的に実施することにより、農業経営の安定と地域の活性化を推進する。	・中山間総合整備5地区 ・農道整備 1地区 ・農業集落排水 6地区 ・海岸長寿命化計画策定 1地区 ・農地整備実施計画策定 11地区	【一定の効果があった】 ・事業の実施により、農地の生産性の向上や、ため池下流の農地や宅地等の災害の未然防止が図られた。	【概ね計画どおり進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 84%(4,536/5,386百万円) ・厳しい予算状況のなか、計画どおりの予算確保ができず、路線毎の完成が遅れたため、達成率が低くなっているが、ほとんどの路線で事業着手しており、概ね計画どおりに進捗している。	農業生産基盤整備により、生産性の向上を図る農地面積	ha	0	239	120	50%	【継続】 ・地域住民からの要望である農地の生産性の向上や、災害の未然防止、生活環境維持・改善を図るため、事業の早期効果発現がなされるよう、効率的な執行を行う。	R2年度からは、「さぬきの土と水と農村づくりプラン(Ⅲ期)」に移行し、実施する。 【資料17参照】
													農産物輸送や通作などの効率化に向け整備する農道の路線数	路線	0	4	2	50%		
													老朽ため池の整備により災害の未然防止を図る面積	ha	0	116	86	74%		
													集落排水施設等を整備し、生活環境の維持・改善を図る集落数	集落	0	11	8	73%		
9	水産課	17	農山漁村地域整備計画 香川県三豊海域における水域環境保全と水産資源の持続・増大のための漁場整備計画	香川県	371	H24	R1	無	水域環境保全と水産資源の維持・増大と漁業の生産性向上のための基盤整備を推進する。	増殖場整備 面積5.1ha ・粟島工区 1.7ha ・詫間工区 1.7ha ・仁尾工区 1.7ha モニタリング調査一式	【一定の効果があった】 整備漁場において優先して増殖していた藻類は、目標種の大型藻類であるガラモではなく小型藻類のイギス及びミルであったが、一定の水質浄化機能を果たしていることが確認された。 また、指標種であるメバル、カサゴ、クロダイの他、キジハタ、ウマヅラハギ等の有用魚種の増殖を確認した。	【計画通り進捗】 ・進捗率(整備面積ベース) 100%	藻礁や投石礁の設置するなどの漁場整備を行い、漁獲量を 67t増加させる。	トン	0	67	44	66%	【完了】	水産業基本計画に基づき、別計画で藻場の整備を継続して実施する。 【資料18参照】

令和2年度 事業評価【新規事業採択時評価】対象事業総括表

令和2年12月現在

評価対象番号	事業名	〔路・河川名〕	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	総事業費(百万円)	事業の必要性等	対応方針(案)	摘要	備考
1	事業間連携砂防事業	塚原川	香川県	さぬき市長尾西	2021年(R3)	2022年(R4)	200	本溪流は、保全対象として県道志度山川線(第3次緊急輸送路)130m、要配慮者利用施設及び人家12戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。	実施		河川砂防課【資料20参照】
2	事業間連携砂防事業	枇杷の木谷川	香川県	高松市塩江町	2021年(R3)	2025年(R7)	420	本溪流は、保全対象として国道193線(第1次緊急輸送路)80m及び人家20戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。	実施		河川砂防課【資料21参照】
3	事業間連携砂防事業	西川	香川県	善通寺市大麻町	2021年(R3)	2024年(R6)	320	本溪流は、保全対象として県道岡田善通寺線360m、要配慮者利用施設及び人家20戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。	実施		河川砂防課【資料22参照】
4	事業間連携砂防事業	宮の尾川	香川県	三豊市三野町	2021年(R3)	2025年(R7)	360	本溪流は、保全対象として県道丸亀詫間豊浜線(第2次緊急輸送路)260m、JR予讃線280m及び人家24戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。	実施		河川砂防課【資料23参照】
5	観音寺スマートインターチェンジ(仮称)アクセス道路整備事業	市道駅池連絡1号線外1線	観音寺市	観音寺市	2021年(R3)	2025年(R7)	540	利便性向上や緊急医療、防災の観点から観音寺スマートIC(仮称)が設置される。SIC本体はNEXCO西日本が整備を行うが、SIC本体へのアクセス道路の整備は地方自治体が行うこととなっている。そのため、SIC本体と既設市道を結ぶ1次アクセス道路の新設整備が必要である。	実施		観音寺市【資料24参照】
審議対象 5事業											